

京都市里道管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第92号

京都市里道管理条例施行規則の一部を改正する規則

京都市里道管理条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「軌道」の右に「自動運行補助施設」を加える。

別表第7条第1号に掲げる施設の項中「4, 100」を「4, 400」に、「590」を「540」に改め、同表第7条第2号に掲げる施設の項中「14, 400」を「19, 200」に、「2, 640」を「2, 520」に改め、同表標識の項中「3, 300」を「3, 500」に、「470」を「430」に改め、同表通路の項中「6, 200」を「7, 800」に、「1, 100」を「1, 000」に、「4, 100」を「4, 400」に、「590」を「540」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)